

鳥取県公報

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日起きる日が休日には、次に当たる翌日)

免許状の種類番号 氏名 本籍地
 幼稚園教諭二級普通免許状 昭四一幼二普 第二号 橋口喜美子 鳥取県

鳥取県告示第六百七十五号

昭和四十一年九月二日付けで南谷土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（かんがい排水）事業については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年十二月九日

鳥取県知事 石破二朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
- 二 土地改良事業計画書及び定款の写し
- 三 縦覧に供する期間
- 四 異議の申出

東伯郡閑金町大字閑金宿一、一七五番地 南谷土地改良区事務所

教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第八条第一項の規定により告示する。

鳥取県告示第六百七十四号

教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので教育職員免

許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第八条第一項の規定により告示する。

昭和四十一年十二月九日

鳥取県知事

石

破

二

朗

朗

鳥取県告示第六百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区からそれぞれ役員が退任し、又は就任し

富長土地改良区

就任した清算人の氏名及び住所

理事 桑本 正義 西伯郡名和町富長九八番地
国谷 実 " 一〇六 "

桑本 肇 " 六二 "

杉原 義治 " 六四 "

杉原 尋義 " 九九 "

昭和四十一年六月二十七日解散命令に伴い同年八月二十三日就任 任期

は精算結了まで

米子市中谷土地改良区

就任した清算人の氏名及び住所

理事 岩本 忠義 米子市福三柳二三〇八番地
遠藤 博美 " 二一九九 "

戸田 吉久 " 二〇七五 "

永本 長秀 " 二四四八 "

岩本 茂 " 二三四二 "

昭和四十一年六月二十七日解散命令に伴い同年八月二十三日就任 任期

は精算結了まで

中井手土地改良区

就任した清算人の氏名及び住所

理事 杉村 晴正 米子市福市一二五七番地
堀尾 重正 " 六五二 "

本田 豊 " 七二九 "

昭和四十一年六月二十七日解散命令に伴い同年八月二十三日就任 任期

は精算結了まで

中井手土地改良区

就任した清算人の氏名及び住所

理事 岩本 忠義 米子市福三柳二三〇八番地
遠藤 博美 " 二一九九 "

戸田 吉久 " 二〇七五 "

永本 長秀 " 二四四八 "

岩本 茂 " 二三四二 "

昭和四十一年六月二十七日解散命令に伴い同年八月二十三日就任 任期

は精算結了まで

鳥取県知事 石 破 二 朗

富長土地改良区

退任した清算人の氏名及び住所

理事 桑本 正義 西伯郡名和町大字富長
国谷 実 "

桑本 肇 "

杉原 尋義 "

杉原 義治 "

昭和四十一年九月十五日清算結了により退任

深田川土地改良区

退任した清算人の氏名及び住所

理事 富谷 栄 境港市竹内町
佐々木宮松 " 中野町
清水 純 " 上道町
都田 米重 " 池淵 嶽 " 花町一四五
森岡町七〇〇 "

昭和四十一年九月十六日清算結了により退任

鳥取県告示第六百八十号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一條第二項の規定に基づき、土地の立入りの許可をしたので、同法同條第四項の規定により告示する。

昭和四十一年十二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一條第二項の規定に基づき、土地の立入りの許可をしたので、同法同條第四項の規定により告示する。

昭和四十一年十二月九日

は精算結了まで

米子市富益町北口土地改良区

就任した清算人の氏名及び住所

理事 足立 実三 米子市富益町四六八番地
内田 信行 " 二六〇 "

永見 信泰 " 二、五三四 "

昭和四十一年六月二十七日解散命令に伴い同年八月二十三日就任 任期

は精算結了まで

深田川土地改良区

就任した清算人の氏名及び住所

理事 富谷 栄 境港市竹内町七七五番地
佐々木宮松 " 中野町四一五 "

清水 純 " 上道町五三八 " の一
池淵 嶽 " 花町一四五 "

都田 米重 " 森岡町七〇〇 "

昭和四十一年六月二十七日解散命令に伴い同年八月一日就任 任期

は精算結了まで

鳥取県告示第六百七十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第一百九十五号)第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十五項の規定に基づき、次の土地改良区からそれぞれ清算人が退任した旨の届出があつたので、同法同條第十六項の規定により告示する。

昭和四十一年十二月九日

鳥取県告示第六百八十一号

鳥取県収入証紙条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第九号)第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条例同條第四項の規定により告示する。

昭和四十一年十二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 指定番号 住 所 氏 名 売りさばき場所

四一、一 三四三 一三一 米子市大谷町 米子西部自動車 学校 浜本重美 米子西部自動車校

一二、一 三四三 一三一 池淵 嶽 花町

昭和四十一年十二月三十一日まで

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十四号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和四十一年十二月九日

